

「第27回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日時：平成31年1月11日(金曜日) 19:00～21:20

場所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋賀県) 廣脇琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル6名

※二次対策工事業者2名

(栗東市) 柳環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、矢間主幹

(自治会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計14名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) 1名

(市議会議員) 3名

(傍聴) 1名

(報道機関) なし

(出席者数 41名)

司会： 皆さん、こんばんは。それでは、ただいまから第27回旧RD最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきます。

話し合いを始めるに当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の廣脇から御挨拶を申し上げます。

部長： 1月も11日になりましたけれど、遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。今年もこの協議会、何回かございますがどうぞよろしく願いいたします。

前回の協議会、10月22日でございましたけれども、特に栗東市のもとの一般廃棄物の問題と、それから鉛直遮水工の施工につきまして、いろいろと御議論いただきました。その際にも、鉛直遮水工のことにつきまして、栗東市のごみの問題は切り離して施工させていただくという御了解をいただきまして、ありがとうございます。11月から施工させていただきますまして、無事に完了いたしましたので、今日はそのことを含めて御報告いたします。

また、一般廃棄物の問題につきましても、その後の調査計画でございますとか、あるいは当時のごみの状況についてですが、ボーリングした際に出てきたデータがございましたので、そこについても併せて御説明させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいた

します。

今日の議題でございますけれども、資料でございますように4点ということでございます。「第2回モニタリング調査結果」でございますけれども、前回と同じように大きな変化は見られていません。環境基準については、前回と同様に超えたところがございますが、これにつきましてもしも引き続き状況を見てまいりたいと思っております。

「二次対策工事の進捗状況」ということですが、鉛直遮水工のことも含めて御説明申し上げますけれども、ドラム缶がまた出てまいりましたという話を前回したと思うんですが、その中身の状況等についても併せて御報告をさせていただければと思っております。

それから、「二次対策工事後のモニタリング調査計画案」についてですが、これにつきましては前回皆様に御説明させていただきましたけれども、その後、アドバイザーにも御意見を伺ってまいりましたので、そのことと合わせて御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、最後が「家庭系ごみの汚染状況に関する調査計画案」ということで、家庭系ごみというものがどのように今後影響してくるのかについての調べ方について、回答をさせていただきたいと思っております。

以上の議題ですけれども、皆さんと十分情報共有、御説明させていただきながら、着実に事業を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会： 申し遅れましたが、私、本日の司会をさせていただきます滋賀県最終処分場特別対策室の伊香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、あらかじめお断りをさせていただきます。

この会議は、旧RD最終処分場問題にかかわる周辺6自治会の皆様と県と市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からの御発言はお受けしないこととしております。会場の使用時間の関係で、会議は最長21時30分、9時半までとさせていただきますので、以上よろしくお願いいたします。

次にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、入り口で2点差し替え資料をお配りしております。まず、「次第」として、一枚のものがございまして、資料1が「前回の開催結果について」、これが本日お配りしたものに差し替わっておりますので御確認ください。それから、資料2「平成30年度第2回モニタリング調査結果について」として、27ページのものがございます。それから資料3「工事等の進捗状況について」として、22ページでございます。資料4が「二次対策工事後のモニタリング調査計画案について」という9ページのもので、そして資料5が「家庭系ごみの汚染状況に関する調査計画案について」、これはお配りした資料が追加になりまして、全体で6ページでございます。以上がお配りしている資料でございます、資料の足りない方がいらっしゃ

やいましたら、途中でもまたお申し出ください。それから、前のスクリーンでも同じ資料を提示しながら、適宜、説明をさせていただきますので、お手元の資料と前のスクリーンの両方をご覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事1「前回の開催結果について」説明いたします。

室長補佐：小野と申します。どうぞよろしくお願ひします。

お手元の資料1をご覧いただきたいと思ひます。前回、第26回の主な質疑と回答をまとめたものです。

1つ目の議事「前回の開催結果について」です。小野自治会から経堂池の水質調査の回数を年4回から年2回に減らすことについて役員会です承されたこと、調査時期は協議会で検討されたいこと、および2月の総会に諮って最終の回答を得たいということについて御報告がありました。

次に、「2.工事の施工方法について」でございます。「オールケーシング工法による、Kc3層の欠落範囲の遮水について、漏れないようにコンクリートを確実に詰めて施工ができるのか。」という御意見がございました。これに対しまして、「技術的にコンクリート同士はつながると考えており、周りの粘土とはできるだけ接続する長さを確保して確実に遮水できるように施工する。」と回答いたしております。

議事の3つ目になります。「工事等の進捗状況について」です。

「資料の3ページ下の図に「家庭系ごみが帯水層に接している。」とあるが、以前は帯水層の中にどっぷり浸かっている汚染されているのではないか。」という御意見がございました。これに対しまして、「縦断図のとおり、家庭系ごみの下には沖積層とその下のKs2層があり、帯水層と接している状況で、どっぷりと浸かっている状況にはないと思われる。」と回答しております。これにつきましては、資料3で後ほど説明させていただきますと思ひます。

「二次対策工事基本方針では、掘削除去の対象はRDが埋めたものという規定はなく、一般廃棄物も有害なら撤去する必要があるのではないか。」という御意見がありました。これに対しまして、「RD社が埋めたもの、それで汚染されたものという意味での有害物である。また、遮水壁を作って汚水が外に漏れないようにすることを基本方針として協定がつくられていると理解している。」と回答させていただいております。

「旧RD処分場からの汚染が一般廃棄物に影響を及ぼしていないという証拠がないのなら、一般廃棄物が無害か有害か調べるべきではないか。」という御意見に対しまして、「明確な証拠となるモニタリング調査ができていないので、住民の皆様やアドバイザーの先生方に調査方法を相談させていただいた上で調査を行いたい。」と回答させていただいております。

「モニタリング調査は具体的に、いつまでに調べてどの範囲を行い、どういう結果であれば一般廃棄物の撤去を判定するのか。」という御意見に対しまして、「前回説明した遮水壁の効果を確認するための井戸とは別に、一般廃棄物からの影響を観るために水質を測るモニタリングポイントを追加し、基準等についてもアドバイザーの先生方に御相談し、協議会でモニタリング案を提案させていただきたい。」と回答させていただきます。

裏面になります。「一般廃棄物層を通った地下水を調べるのではなく、一般廃棄物自体が有害なものか調べる必要があるのではないか。」という御意見をいただきまして、「一般廃棄物は産業廃棄物と違って各家庭から出るいろいろな物が混じっており均質ではないため、総合的に判断するには下流の井戸で水質を測ることが合理的な方法と考えている。」と回答させていただきます。

「一般廃棄物が有害かどうかを調べるまで、鉛直遮水工は工事を止めるのか。」という質問に対して、「一般廃棄物の問題と遮水工を11月に施工することについては別問題として考えていただき、遮水工事の施工を進めることについては御理解をいただきたい。」と答えさせていただきます。

「もし、施工の後に一般廃棄物が有害物であると判明したらどうなるのか。」という意見に対しまして、「モニタリングの結果、周辺に影響を与えているということが明らかになれば、土地の所有者として責任を果たす必要があると考えている。土地所有者としてどの程度の責任があるのかについては法的な整理が必要なため時間をいただきたい。」と回答させていただきます。

「遮水壁を作るのであれば、その後のモニタリング調査で、一般廃棄物が汚染源と思われる事態が起きたときには、どうすると約束してくれますか。」という御意見をいただきました。それに対しまして、「新たな工事を起こすことになり、どの程度、合理的で効果的な工事をするか、県税を使うことについて正当であるということの説明が必要があるため、具体的にはまだ申し上げられない。」と回答させていただきます。

「一般廃棄物問題に関して時間も含めて十分説明をしてこなかったことについて反省してもらいたい。また、遮水壁の外側にある一般廃棄物の安全性の確認を行うこと、その方法については住民側と十分協議すると約束してもらいたい。」という御意見に対しまして、「一般廃棄物については一般論の話しか十分にできておらず、ここまで難しい話になると理解できていなかったことについては反省したい。また、土地の所有者としての責任を果たすに当たって、遮水壁の外にあるごみの影響がどのように周辺に現れるかしっかりと確認し、その方法については、皆様の御意見を十分に聞きながら対応することを約束する。」と回答させてい

ただいております。

次に、洪水調整池についての質疑です。

「RD社の沈殿池は標高が高く効果がなかったが、計画の調整池は高さがどれくらいで表面水は全部入るのか。」という御意見に対しまして、「調整池の底の標高は、128.0mで、天端は133.2mです。排水経路等を説明し、処分場内の排水のほとんどを入れる計画になっている。」と回答させていただいております。当日は、十分な資料もございませんでしたので、改めて資料も添えて後ほど説明させていただきます。

その他になります。これまでの質疑から鉛直遮水工の工事は予定している11月に着手することを確認し、遮水壁外側の一般廃棄物に関するモニタリング調査計画はアドバイザーの意見を聞き、連絡協議会で協議するということを確認させていただいております。

以上になります。

司会： ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等がございましたらお願いします。

住民： 裏面のほうの上から三つ目の「もし、施工の後に一般廃棄物が有害物であると判明したらどうなるのか。」ということについて、「土地所有者としてどの程度の責任があるのかについては法的な整理が必要なため時間をいただきたい。」というふうに前回、10月の時点で回答をいただいているんですが、それからほぼ3か月経った中で、何らかの進展はあったんでしょうか。

室長： 東村でございます。まだ県の中での整理が十分にできていません。ここでお話しできるようなところまではまとまっておりませんので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

司会： ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、次の議事へ移らせていただきます。
議事2「平成30年度第2回モニタリング調査結果」につきまして、説明いたします。

主任技師： 県の井上です。よろしく申し上げます。資料2の「平成30年度第2回モニタリング調査結果について」、A4横長の資料をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、調査地点ですが、今回の調査から右下のNo.4-1、現場の入り口にある井戸ですが、付近で工事を開始しましたので調査を終了いたしました。

次に3ページ目です。今回の調査は、平成30年度第2回の調査です。調査日が、浸透水と地下水が9月26日、経堂池の調査が10月4日です。浸透

水の移流拡散概念図については変更ありませんので、説明を省略します。「経年変化グラフについて」のところで、下から二つ目にNo.4-1の調査の終了について記載をいたしました。

それでは結果を見ていきます。変わったところだけ見ていきたいと思えます。

4ページ、5ページの電気伝導度です。5ページの下欄の右から二つ目のNo.3-1の井戸について、前回の調査でECが急に下がりました、今回の調査でもそのままの状態を維持しております。

次に6ページ、7ページのひ素ですが、7ページのKs2層ですが、2点で環境基準値を超過しています。左上のH26-S2の井戸と下の段の真ん中のNo.3-1の井戸です。右上のH24-7の井戸ですが、よく超えているところですが、今回は基準値以下となっております。その他では不検出となっております。

次に8ページ、9ページのふっ素ですが、こちらについては特に変わったところはありませんでした。

続きまして、10ページ、11ページのほう素です。まず10ページのKs3層と浸透水ですが、環境基準値超過が2地点あります。浸透水の井戸で、下欄の左のNo.3揚水井戸で1.2mg/Lで基準を超えています。またKs3層の地点で上の段の一番右のH26-S2(2)で基準値を超過しております。濃度は横ばいで推移しております。11ページのKs2層ですが、下の段の真ん中のNo.3-1については、以前は基準値を超えていましたが、前回下がりました、今回もそのまま環境基準値以下となっております。

続きまして、12ページ、13ページの鉛ですが、こちらについては全地点で不検出となっております。

続きまして、14ページ、15ページの水銀です。こちらについても全地点で不検出となっております。

続きまして、16ページ、17ページの1,2-ジクロロエチレンですが、こちらも全地点で不検出です。

続きまして、18ページ、19ページのクロロエチレンです。全地点で環境基準値以下です。何地点か環境基準値以下で検出されているところがありますが、傾向としては特に変わったところはありません。

続きまして、20ページ、21ページの1,4-ジオキサンです。20ページのほうで、上の段の一番右のH26-S2(2)の井戸で環境基準値以下ですが、だいたい環境基準値の8割ぐらいの値で推移をしておりますので、注意して見ていきたいと思えます。

続きまして、22ページ、23ページのダイオキシン類です。こちらについては、全地点で基準に適合しておりました。

24ページ、25ページに調査結果のまとめについて記載をしております。

続きまして、26ページの経堂池の水質です。こちらは10月4日に調査を実施していきまして、農業用水基準を超過しております。CODとECが超

過してしまし、過去の変動の範囲内となっております。特記事項として、一面にヒシが繁茂していましたので、いつも池の真ん中でボートで採水しているんですけども、そこまで近づくことができませんでしたので、出口のほうで採水を行っております。

最後の27ページが今回の結果の一覧表となっております。

資料の説明は以上です。

司会： ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。続きまして、議事3「工事等の進捗状況」につきまして説明をさせていただきます。

主任技師： 資料3「工事の進捗状況について」説明させていただきます。工事を担当しております金崎と申します。それでは説明に入らせていただきます。

まずこちらは航空写真になりまして、10月2日に撮影したものです。場内の工区につきましては、AからEの5つに分かれております。前回の連絡協議会で説明させていただきましたB工区、C工区の鉛直遮水工については、後ほど説明させていただきたいと思っております。

こちらは今年度から本格的に動いております有害物掘削のC区画やFG区画というところでございます。中央には選別土の仮置きをしております、こちらの白い建物は掘削した土を選別する選別処理施設です。こちらは場内でくみ上げた水を処理する水処理施設となっております。

次に今年度の大まかな工程表です。B工区とC工区につきましては、先ほど申しました鉛直遮水工を11月から入らせていただきました。DE工区につきましては、廃棄物土の掘削、底面遮水工を施工いたします。このあたりも後ほど、詳細に説明させていただきたいと思っております。またE工区、入り口側ですが、工事用進入路のつけかえを行いましたので、そのあたりもご覧いただきたいと思います。有害物掘削区画につきましては、C区画とF区画の一部について、土留めを行った後、中の掘削作業を行っております。

今後の予定なんですけれども、DE工区の底面遮水工というところで、前回の連絡協議会で掘削法面部の遮水工、全旋回オールケーシング工法による遮水工について御説明させていただきました。その掘削状況を現場見学会の際にご覧いただければと考えております。また併せまして、有害物掘削区画のC区画につきましても、2月の中旬ごろを目途に掘削完了を計画しておりますので、そのあたりを併せて見学会を開催したいと思っておりますので、また改めまして案内文でお伝えさせていただきたいと思っております。

それでは各工区の状況について、説明させていただきます。

まず「B工区の状況」です。鉛直遮水工、TRD工法による施工という

ことで、TRD工法につきましては、過去に北尾団地側やB工区の止水壁を施工した時と同じ工法になりまして、こちらカッターポストというのですが、大きなチェーンソーを地中にたて込みまして、地中の中に壁をつくるという工法です。こちらを図の施工済みの黒い線から赤い線にかけて施工しました。写真につきましては、B工区の国道からの風景を撮らせていただいております。こちらが昨年11月末から12月にかけて施工したところです。施工幅といたしましては、55cmで止水壁を作りました。

続きまして、「C工区の状況」です。こちらにつきましても同様の工法で鉛直遮水工を施工しています。

続きまして、「鉛直遮水壁工(TRD工法)試験結果」です。鉛直遮水壁の品質管理として、今回2地点で一軸圧縮試験と透水試験を行いました。お配りさせていただいている資料の品質管理の結果が、材齢が7日ということですが、直近で最新の材齢28日の結果が出ましたので、こちらのほうに更新させていただいております。地点1、2の各項目につきまして、全て良好であることを確認いたしました。こちらにつきましては、後日、ホームページに掲載するときには更新させていただきたいと思っております。

続きまして、「DE工区の状況」です。DE工区の状況といたしましては、廃棄物土の順次掘削を進めているところです。こちらが完了したところから底面遮水工や底面排水管を設置していきます。底面遮水工や底面排水管ができたところにつきましては、選別土の埋め戻しを行っております。入り口側になりますが、I区画の掘削で工事用進入路がなくなってしまうので、9月末から10月にかけて矢板を設置して、12月時点で南側のほうに道路を振りかえたという状況でございます。

次に、「DE工区の掘削状況①」です。9月から11月にかけては、DE工区の真ん中あたりで掘削を進めておりました。こちらにつきましては、9月28日の時点で廃棄物土を全て掘削完了いたしまして、地山を確認し、掘り止めといたしました。標高127.6m付近で地山が確認できました。

続きまして、「DE工区の掘削状況②」です。こちらにつきましては、まだ西市道側には廃棄物土が残っているんですが、道路の真ん中の部分で地山を確認して、掘り止めということになっております。こちらの標高が一番深いところで128.5m付近です。

続きまして、「DE工区の掘削状況③」です。図面の右側のところにつきましては、11月に掘削が完了いたしまして、地山が確認できたところで掘り止めとしております。

廃棄物土掘削が完了したところにつきましては、底面遮水工を施工していきます。「底面遮水工の状況」につきましては、前回施工済みのところに引き続き、今回スクリーンの赤色の箇所を施工いたしました。施工時期は10月の中旬ごろです。厚さにつきましては、これまで同様、1m

以上で施工しております。品質管理につきましても、現場密度試験で締固め度を測定いたしまして、管理基準値90%以上に対して、96%でした。透水試験につきましても、基準値の $1.0 \times 10^{-6} \text{cm/s}$ 以下に対しまして、 $3.4 \times 10^{-9} \text{cm/s}$ で基準を満たしているという状況になります。

続きまして、「有害物掘削除去(C区画)」です。C区画につきましても、矢板が打ち終わりましたので、支保工を設置しながら、廃棄物土と有害物土の掘削を行っております。写真①は2段目の支保を設置している状況でして、現在、3段目の支保を設置しているという状況です。写真②につきましても、C-2区画になりますが、有害物層が出てきましたので、掘削を行い、完了した状況です。こちらは全部で8つの区画があるんですが、それが全て完了した時点で見学会を開催したいと考えております。

続きまして、「有害物掘削除去(FG区画)」です。FG区画につきましても、6月下旬から全回転オールケーシング工法による砂置換を着手いたしまして、10月中旬に完了いたしました。また、F-1、F-3区画につきましても、矢板打設が完了いたしまして、同じように廃棄物土の掘削と支保工の設置を進めております。

ここからは前回の協議会で説明いたしました資料で、わかりにくかった部分を改めて説明させていただきたいと思っております。BC工区にまたがって鉛直遮水工を施工いたしましたが、縦断図に柱状図が記載してないものを前回ご覧いただいておりますので、今回柱状図を縦断図に載せております。下の縦断図の赤線が今回施工いたしました鉛直遮水工の施工位置です。Kc3層の水色の部分が粘性土層でして、この粘性土層に接続できるように計画を立てています。

続きまして、敷地境界付近の縦断図になります。以前ご覧いただきました縦断図につきましても、水位がちょっとわかりにくかったと思っておりますので、水位を記載しております。水位は廃棄物土と地山の境あたりに出ているという状況ですが、こちらは調査時点のもので、安定した水位ではございませんので参考に見ただけいただけたらと思っております。

続きまして、「洪水調整設備の概要」です。洪水調整池の中にどの範囲の水が流入するかという御質問いただいておりますので、図面で改めて確認させていただきたいと思っております。

まず、洪水調整池に入る範囲といたしましては、旧RD処分場西側の水平部のアスファルト舗装部分と北・西側の法面部の一部、あと南側の進入道路部を除いた範囲です。池の構造について、洪水調節容量といたしましては、約 $3,300 \text{m}^3$ です。幅につきましてもは約 $23 \text{m} \times$ 約 45m 、深さは約 5m です。A-A断面というところで、下の断面図を表しております。こちらのラインが旧RD社が設置していた洪水調整池の高さに当たりまして、今回、計画するのは 128.0m で、一番深いところで施工するという事ですので、約 4m 下がったところに池を設置するという形になります。

続きまして、「掘削した廃棄物」の説明をさせていただきたいと思

ます。まず、D工区の標高132mから134mで、潰れたドラム缶が55本、そのうち内容物有りが50本で、内容物なしが5本と、内容物が浸潤した土が出てきました。内容につきましては、こちらの写真のとおりとなります。ドラム缶35本につきましては、油中のPCBの含有試験を行いまして、ドラム缶1本からPCBが検出されました。低濃度PCB廃棄物として、今後処分予定でございます。有害物溶出試験ということで、ドラム缶14本から特管判定基準超過がありましたので、特別管理産業廃棄物として処分予定です。お配りした資料につきましては、誤字がございまして、「特別管理産業廃棄物」が正しい表記ですので、ホームページに掲載するときには修正いたします。

残りのドラム缶20本は特管判定基準以下でしたので、焼却処分済です。また、ドラム缶15本につきましては、浸潤土のPCB溶出量を分析いたしまして、全て不検出でしたので、焼却処分を行っています。その他ドラム缶5本につきましては、内容物なしでしたので、焼却処分を行いました。

ドラム缶内容物浸潤土につきましては、PCBを含む有害物溶出試験で全項目不検出もしくは特管判定基準以下でしたので、焼却処分を行いました。

今回、ドラム缶および内容物浸潤土が掘削された場所がこちらの西市道側のL区画の星がついているところです。掘削状況がこちらの写真になります。図面の網掛けをしている部分に掘削したドラム缶を一時仮置きしています。

次のページに「ドラム缶内容物等分析結果」を載せております。10月に掘削したドラム缶の分析結果を載せておりまして、表の上に分析項目が載っています。太字で囲っているところが基準超過となっているところです。また分析項目のうち、右から4つ目の1,2-ジクロロエタン、一番右のクロロエチレンにつきましては、分解生成物となっております。

表に記載されておりますのは、数値が確認できたもののみです。欄外の注3のとおり、その他の項目につきましても試験を行いました。定量下限値未満という結果となっております。

以上が分析結果の一覧になります。またご覧いただけたらと思います。

続きまして、C区画およびF区画の「掘削した廃棄物」です。C区画の標高147mから149mで、また、F区画のオールケーシング掘削途中で廃棄物土混じりの医療系廃棄物が出てきました。土混じりの状態で約100m³出てきました。こちらにつきましては、掘削した後、シート養生し保管して現在順次処分をしているという状況です。

続きましては、特異な廃棄物として、C区画の標高144.5mから148.5mで、廃石綿等(モルタル固結物)が出てきました。フレコンバッグで52袋分を梱包して処分を予定しているという状況です。こちらが今、保管している状況ですべて特管産廃として埋め立て処分を予定しています。

次に、「二次対策工事土工・処分実績」です。大きな数字のところだけ読ませていただきますと、掘削土量が前回7月末から約13,500m³発生しています。あと選別土等で、ふっ素が土壤環境基準を超過したものがプラス3,700tです。黒字で示しているのが、前回との差が出ているところで、薄い色になっているところが前回と差がなかったことを表しています。

続きまして、「選別土および覆土等の適合確認分析」です。分析項目はこちらの8項目です。前回から39回行いまして、4回が不適合でした。覆土等に関しましては、5回試験を行いまして、1回が不適合でした。内容につきましては、不適合選別土が4回発生し、いずれもふっ素の溶出量が管理基準値0.8mg/Lを超過しました。不適合選別土の原因となった廃棄物土の掘削は、D工区、E工区の標高140mから129mでした。また不適合の覆土は、一次対策工事で生じた窪地を埋め戻した土で、C区画の掘削に伴って発生いたしました。ふっ素の溶出量が1.1mg/Lで管理基準値を超過しました。全量廃棄物として場外へ搬出、処分済です。試験結果につきましては、次のページ以降に載せています。

以上が「工事等の進捗状況」です。

司会： ただいまの議事3につきましては、「工事等の進捗状況」と前回の補足の説明をさせていただきました。今の説明につきまして、御質問や御意見等がありましたら、どうぞお願いします。

住民： 12ページですね。医療系廃棄物って、何ですか。

主幹： 点滴用のびんとか、チューブとかです。あとは薬のびんとかガラスびんとかがあったと思います。固形性のプラスチック類とか、そういうものが主体であるということでございます。

住民： びんが多い。

主幹： そうですね。非常に小さなびんです。

住民： それはあそこの処分場で言うたら、許可対象外ですね。

主幹： 医療系の廃棄物をそのまま埋めるというのは不適正な処分でございます。

住民： それからちょっとこの工区全体の写真をお願いしたいんですけど、鉛直遮水工というのは、北尾団地側、北側も全部鉛直遮水工ができていますか。

主任技師：そうですね。北尾団地側も施工しています。平成26年です。

住民：そうですか。で、西側、バイパスに平行したところ。

主任技師：そうです。こちらにつきましても既に施工していると。

住民：全部しているわけですね。

主任技師：そうです。現状といたしましては、ずっとこちらぐるっとできている。

住民：C工区のこの3ページの、これも南側全部するんですか。

主任技師：図面でいう下側ですか。

住民：そうそう。

主任技師：こちらにつきましては、赤色の箇所は全て完了しています。

住民：それは南側？県道側？

主任技師：そうです。ここまでです。

住民：あ、そうですか。全部ですか。

主任技師：全部、11月から12月で施工完了しました。

住民：あのね、C工区の見学、ここに遮水工を建てるんやでと言うて、見学に行ったのは3月ごろでしたか。

主任技師：3月ですね。

住民：その後、前回の会議があつて、着手する、着工するとか言うて、もうできたん？

主任技師：できました。

住民：11月、そんなすぐできるん。

主任技師：11月から12月です。

住民： すぐできるんでっか。いや、ちょっとそれが不思議に思って。早いなあと思って。11月に着工して、もうできたのかなと思って。前、ずっと掘ってはりましたやろ。

主任技師：ずっと掘っていました。

住民：3月のときに掘っておられましたよね。現場見たんや。

主任技師：昨年3月の見学会では掘っていました。

住民：半分以上、掘ってはりましたわな。

主任技師：全て掘っている状態でした。見学会の時には。で、埋め戻して、あとはカッターポストを立て込む作業だけですので。

住民：それが5.5cmの幅？天端は。

主任技師：天端はもう少し、溝掘りもしていますので、幅は・・・。

住民：いや、幅550mm。

主任技師：壁の厚みが55cmということになっております。地中では55cm。

住民：いやいや、上が。上ですよ、これ。3ページの③の絵。

主任技師：壁に求める厚みといたしましては、55cmなんですけれども、上につきましては、ちょっと溝掘りとかも入っていますので、55cm以上になります。

住民：この③はもうできてあるんですね。

主任技師：そうです。できています。

住民：11月に始めて、1か月でできたんて、早いなと思って。

主任技師：11月の中旬ごろからC工区側からかかり出しまして。

住民： あと距離。バイパス側はだいたい何mぐらいです？距離としては。ざ

つとでええんです。50mとか60mとか、ざつとでええんで。長さ。パイパス側と南側。

主任技師：国道側で今回施工した延長はだいたい50mぐらいです。ですので、60mから70mぐらいです。

司会：ほかは、御意見、御質問等ございましたら。

住民： 廃石綿なんですけれども、これはどういうものでしょうかという質問で、いわゆる危険なアスベストを処分して固めたものでしょうか。それともそうでないものなのでしょうか。

主幹： 出てきたものは法律で定めている黄色い厚みのある袋に入っていました。おそらく除去したものを、除去した業者が袋に詰めて、廃棄物としてRDの処分場に出したものだというふうに考えています。

住民： そういうものってアスベスト被害のことが頭にあるんですけれども、業者が危険なアスベストを除去しますよね。それを処分するときに、固める処理をして、そして出すと。

主幹： まず法律に基づいて、安全な方法で取り除いたものを飛散しないように固めて、それで二重に袋に入れるような形で、袋に完全に梱包した状態で埋め立て処分をしたと。

住民： そういうものだと考えてよろしいですか。大丈夫ですかということなんですが、ここにアスベストが埋められたというわけで、まあ処分はされているし、このフレコンバッグに入っているんだろうとは思いますが、それ以外に飛散している可能性ということは心配しなくていいのでしょうか。

主幹： まず業者が除去したときに、モルタルで固めるという形で処分しております。出てきたものは、一部袋が破れたり出ているものもありましたので、それは土と一緒に全部二重のフレコンバッグに詰めて密閉しておりますので、飛散しているものというのはほとんどないというふうに考えております。

住民： フレコンバッグというのは、今回の調査で新たに入れたんですか。

主幹： そうです。

住民：　ということは、捨てられたものはフレコンバッグに入っていないわけですね。

主幹：　捨てられたものは黄色い袋が見えていると思いますけど、あの袋に入れられて廃棄されたと。

住民：　そうすると、その周辺には固められてなかったアスベストも飛散している可能性はあるわけですね。

主幹：　袋に入れるときにもう既に固めて入れてあるものなので、ふわふわの綿が入っているわけじゃないので、飛散するというようなことはないというふうに考えております。

住民：　そりゃ大量には飛散しないだろうけれども、100%安全なんですかね。むしろこの工事でフレコンバッグに入れた作業員の人は大丈夫だったのかなという心配をするんですけど。

主幹：　作業のほうは安全服とか、マスクとかしておりますので問題はないと考えております。土の中に埋まっている状態だと安定していますけれども、外に出てきた状態で放っておきますと危険なので、フレコンバッグに全て詰めて、土の中に出てきたものも合わせて、土と一緒にフレコンバッグに詰めて飛散しないようにしております。

住民：　これは地表からどのぐらいの深さで発見されましたか。

主幹：　表面が151mですので、そこからですと3mから7m、それぐらいですかね。

住民：　3mから7mぐらい。その3mから7mに入っていたならば、問題ないんだけど、今回の工事で底の部分まで掘っていますよね。取り出したとしても、乾燥してしまって、底のアスベストが今後、そのあたりから飛散してしまうという可能性は考えなくてもいいですか。

主幹：　埋められている場所というのは、もう固めた状態で埋められています。その部分は取り除いて、土のところも含めて取り除いておりますので。

住民：　つまり目に見えないですね。固めたという形が大きな物だったら、確かに固まっているといいんだけど、アスベストの細かい、目に見えないような物が、固まってない物が周辺にあって、掘り出して表面化しちゃったものだから、その工事によってその周辺から飛散するという恐れ

はないのかということをご心配するんですけど、周りの物も含めて土を取り除いたというのは、どの程度ちゃんとやってくれたのか、本当に大丈夫でしょうか。

室長： モルタルで固結されているんですね。そういった物が袋の中に入れて出てきましたので、その袋ごととその周囲の土を入れて二重に、改めてフレコンバッグに入れたという状況なので、確かに御心配のように作業をされている作業員さんに御心配の部分はあるのかもしれませんが。ただそれについて、適切な服装、マスクをつけて作業をしていただいています。その後の状況として、そういったものがその周辺に残っているという状況はないというふうに考えています。

住民： アスベストが他にもその周辺にあったとしても、見逃している可能性はないですか。つまり、金属だったら金属探知で反応しますよね。アスベストは反応しないから、たまたま今回掘削して出てきたからよかったけれども、ほかにもそういうアスベストが埋められているものがあるんじゃないかという気がするんですが。

室長： 今まで出てきたものを見ていますと、この場合と同様にアスベストはモルタルで固結されて専用の袋に入れて埋められていました。1本、2本のことを御心配であれば、埋まっている可能性がないことは否定いたしません。一定の場所にまとまって何袋も固められて捨てられているというような状況でございましたので、一袋単位で出てきているというわけではございません。何十 m^3 単位で埋まっていたところを掘り出しているというような状況でございまして。

住民： それはわかるんですが、でもアスベストって一袋吸い込まなければ病気になるという問題じゃなくて、ほんの数本だって病気になるわけでしょう。だから心配なんだけど、中村さん、答えていただけますか？

審議員(滋賀県)： 基準はちょっと今出てきませんが、1L当たり10本です。人間の1日で吸い込む量は $15m^3$ ですから、単純に計算して、15万本。1日吸ってもそれは大丈夫です、という世界なんです。だから例えば、アスベストが問題になっていたのは、〇〇のすぐそばにお住まいの方が煙がたっているような状態で吸っているという理解です。それから、労働者の方々というのは壁に吹きつけていますから、それをたまに落とすんですね。もろに吸っちゃっている状況なので、これは危ないと思います。御存じのように昔は自動車のブレーキはアスベストを使っていましたから、名神高速道路のそばでアスベストを測りましたら出てきます。まあ10本もいかないですけど、出てきますから、この近辺よりむしろ名神高速道

路のほうが多いぐらいだと思ってもらってもいい。それに、この場合は土が湿ってますでしょ。先ほどお話もありましたけど、土の中がちょっと湿っている状態ですので、そもそも飛びにくい。さらに袋詰めしていますので、まず問題ないというふうに理解しています。

司会：ほかにございませんか。

住民： ようわかってないんですけど、これ違法なんですか、合法なんですか。アスベストみたいなのは。

審議員：埋められた時期によるんです。いつ埋められたかに。

住民：ああ、この前言うたあれ。

審議員：そうです。平成3年以降に禁止になったので。安定型処分場には埋められないということなんで。

住民：この前出たやつとこれとはまた別？

審議員：場所が違います。

住民： ああ、違うものですね。ということは、ぼろぼろ出てきているということですか。固まって。

審議員：ですから違う現場から出てきているんですよ。

住民：ということは、言うてはったようにどこかにもあるかもしれませんね。

審議員：また出てくる可能性がないことはないと思います。ただ、地下に埋まっている状態であれば、先ほど申しましたように・・・。

住民：でも今は違法なんですよ。今は。

審議員：今の場合は管理型の処分場へ持って行かなあかん。

住民： だから昔は合法でも、今は違法やったやつが今出てきているということは、うーんというところですね。

審議員：ごめんなさい、昔は合法やったというのはないんですよ。袋に詰めなさいという規定すらなかったわけです。湿った状態にして袋に詰めて、

ちゃんと埋めなさいよという規定ができてきたのが、ただ単に法律が変わってできたということですので、随分さかのぼるとそこら辺の状況はわからない。生身を埋めていた可能性もある。

住民： どうしようもないんですけども、同じものが同じ形でそこに今やったら違法の形であるということはまだ考えられると、そういうことですかね、要は。

審議員：今の時点から見て、まずかったという話のものがある可能性はあると思います。今から見てみればですよ。ただ、先ほど申しましたように、今回私どもが見てきたアスベストについては、少なくとも黄色の袋に入っているという状況でありました。

住民： だから今違法なものであるから、それをそのまま戻してはちょっとぐあい悪いよということで、これ処分しはるわけですよ。そやからうーんというところやね。

住民： 11ページですか。ドラム缶の中の内容物ですけども、これドラム缶というのは、潰れたやつがたくさんあったん違います？

主幹：はい。潰れているものがありました。

住民：まともなほうは逆に少ないと思うんですね。

主幹：そうですね。

住民： そのどっちかと言うと、内容物が残っているのは本当少ないと思うんです。その内容物が残っている、少ないこのドラム缶の中でこれだけのものすごい高濃度で有害物が出ていますよね。

主幹：内容物が残っているから、高濃度で出てきているということです。

住民：逆に言えばね。

主幹： それでですね。その表の一番下のところなんですけれども、ドラム缶内容物浸潤土という項目があるかと思うんですが、判定基準と書いてあるところの1段上のところですね。その周辺の土を取りまして、分析をしております。その結果、特管の基準を超えているという項目はございませんでした。

住民：その分ね、結局地下水に流れていったんやと。

主幹： ちょっとこの表に載ってないんですけども、底まで掘り出して、その地山の部分の分析も行っています。地山の部分では、土壤環境基準を超える項目は、ふっ素以外は検出されていない。全て土壤環境基準をクリアしているという結果です。

住民： うん。ただね、浸透水がありますよね。当然、その浸透水の流れでいったら、地下、下へは行かへんわね。浸透水で横に流れていったら。

主幹： 過去に流れていったものもあると思いますし、過去に地下水環境基準を超えるような項目、有機塩素系のものとかもございましたし、過去に出たものはございます。これ以上、出ないようにするために遮水工事をやっている。それから新たに出ないようにするために掘削除去をしているということでございます。

住民： そりゃそうですよ。そのために私たちはしてくれと言ってきたわけですから。だからしなくてそのままを囲っただけでええというようなことは大きな間違いだったということですよ。これだけ一部のやつだけでも、これだけのものが出ている。実際はね、私らが聞いているのは500本とか聞いているわけですよ。まだまだ出てくる可能性もある。

主幹： この部分に証言どおり埋まっているということで、過去にも出てきましたし、そのすぐ横から今出てきているということで、この部分に関しては、あとわずかに残っているんですが、その部分も全て地山まで掘りますので、この部分のドラム缶は完全に除去できると考えております。

住民： 要はね、今までの考え方がやはり、有害物はたくさんあったということやね。これだけのものが、ものすごく高濃度ですよ、実際。ここだけで、出ているだけでも。これは一部ですよ、内容物が残っていたのは。ほとんどはもう潰されてね、くしゃくしゃの状態やったと。そして錆びたやつもあったと。

審議員： この読み方ですけどね、VOCのほうがあるじゃないですか。濃度を見ると、0.いくらかのレベルですね。例えばですね、ジクロロメタンなんかは油を落とすために使うんです、工場。油を落とすために使うから生のものを使うんです。ジクロロメタンそのものを使いますから、ppmで言うたら、100万ppmなんかのもの。それから比べたら低いでしょ。ですからこれはね、ジクロロメタンそのものを使ったんじゃないし、例えばですよ、拭いたウェスとか、あるいはそれで汚れたオイルとか。それ

をドラム缶に入れて捨てたんだと思っています。ジクロロメタンそのものを捨てたようなものではない。

住民： それはわかるんですよ。内容物という、これから見たらね。そういうことは想定できる。私らかて、こういうのもいっぱいあったから、見てきたからわかるんだけど、ただね、僕が言うてるのは、全体のドラム缶の数から言えば、これだけの数でこれだけ出ているということは、ほかに本当にたくさん大量にあったんじゃないかというように。

審議員： ですから、それは今までのものをまとめますけど、全体で何本あって、それはどういう状態かと。全てのデータがありますので、それをまとめますけれども、その中において、先ほど申しましたように、生身のものはなかったということですね。

住民： そりゃ、生身の物なんてほとんどないですよ。そりゃやっぱり使って、うん。高い物やからやっぱり。

審議員： 例えば、ジクロロメタンでいうなら、これは下流で出てないですね。

住民： ジクロロメタンは変質したりするでしょう。

審議員： いえいえ、これはしにくいです。

住民： しないんですか。

審議員： どっちにしてもね、ジクロロメタンそのものと、その分解生成物ができるはずなんだけど、それは出てきてないんですよ。ご存じのように1,2-ジクロロエチレンが出てきて、あるいはクロロエチレンが出てきた。これは要するにテトラクロロエチレンのものですよね。分解生成物ですね。その手のものは出ているけれども、ジクロロメタンは出てこないということは、例えばですよ、テトラクロロエチレン類は外に出たけれども、ここのドラム缶のやつは出てないという可能性もあり得るということですよ。これがストレートにそのものが出ていたかどうかはわからない可能性もあるかもしれないですよ。

住民： いや、でもジクロロメタンだって、今までで薄くは出てましたよ。

審議員： いえいえ、出てないです。

住民： いや、前出てましたよ。

審議員：ですから、例えばNo.1の井戸から言えば、それは出てないです。

住民： その井戸で言えばね、出てないかもしれないけど、ほかのところでは出てたでしょ。

審議員：ですから今、〇〇さんがおっしゃったように、もう外に出てしまったんではないのというところについては、例えば、ジクロロメタンでいうならば、それはちょっと考えにくい。

住民： まあこれで一つに絞ればね。可能性はあるかも、かもやで、あくまでも。

審議員：今の時点で「かも」です。それが外に出てしもうて、地下水を汚染しているかという、その証拠はないんです、ジクロロメタンで言うならですよ。

住民： ただ、今ごろ言うてももう遅いけども、県の対応のまずさというのがね。やっぱりこれでも裏づけられるような感じがするわけですよ。私も十何年も言うてきてね。そしてやっぱりかと。やっぱりかというような気持ちがしているわけです、この表を見て。

審議員：それは前も〇〇さんのほうからありましたけれども、ドラム缶が何本出てきて、どういうものやったんやというのについては、これをまとめたい。要するに皆さんがおっしゃっていた、過去の従業員さんがおっしゃったようなお話と、実際出てきたものとの対比ですよ。それは必要だと思いますから、我々としては出てきたものについて、分析した結果をですね。何本あってというのは、まとめたいと考えております。

住民： そうなってくると、前の県の職員の人らの対応のまずさ、やっぱり責任をどうするのかという、そこまで思いますよ。こんなん見たら。今さら言うてもしょうがないのかもしれないけど。

住民： ドラム缶をこうやって調べてくれはったんですけども、これから出たらまたこういう格好で調べてもらえますの。

主幹： こういう形で中身が固まってあるなら、油状のものとか、こういう中身が溶媒状のものとか、そういうものが入っているドラム缶については全部分析をしていく予定をしておりますし、またその周りの土にこぼれているような状況だとその分析も合わせてやっていくというふうに考えております。

住民： 今まで出た、前ずっと何回も出てますやん。ああいうのは、こういうことは無理やったんですか。

主幹： その時々で分析の項目とかやり方は違ってはいますが、過去のものについても分析の結果はございます。

住民： ありましたっけ。

主幹： 平成19年とか17年に出てきたものの分析のデータはございますし、単独で出てくるやつでそのまま中身が入っていると、周りの土が浸潤したもので汚れているとかいう状況が見えないものに関しては、特にやっていますけれども、ある程度まとまって中身が入ったものが出てきた場合には分析するようにしております。

住民： さっきの続きですけど、11ページの。このNo.36より下、この廃油浸潤土とかいうのは、これは分析は。

主幹： PCBの溶出試験は行っております。

住民： ああ、それだけなんですか。

主幹： そうですね。

住民： それだけというのはおかしいんじゃないですか。

主幹： 浸潤土からは高濃度で出てきているものはございませんので。

住民： いや、それはおかしいですよ。何で、それで同じようにPCBだけしか調べないんですか。ほかのも入っているじゃないですか。見てわかるんですか。これ見て、それが入ってないということがわかるんですか。

主幹： ドラム缶の浸潤土は個々のものは調べていませんけれども、浸潤土として周りに広がったものについては調べております。

住民： いやいや、おかしいですよ。PCBだけ測ったと。で、ドラム缶の中にPCBが入っていたやつは、ほとんどなかったわけでしょ。それだけ調べてやね、ほかのを調べへんと。ほかのが高度で出ているのに何で調べてないのかということを知っているんですよ。

主幹： 要するに中身が出てしまって、土と入れかわっている、土とまざっている状態ですので。

住民： 一緒じゃないですか。混ざっていたら。さっき、私が言うてたのは、そういうことも含めて言うてるわけや。そうでしょう。生で出たんちゃいますかと言うてる。

主幹： 処分をするために分析をしているんです。要は処分をしてしまうものなんです。なので、それが処分する上で問題がないかどうかという分析をするのが本来の主眼になるべきものであって、要するに危険性のあるものは出していますから、全て分析しなければならないということはないかと思うんですけれども。

審議員： 図の下から四つ目、「ドラム缶内容物浸潤土」とありますね。

住民： はいはい。

審議員： これがドラム缶の下にある土です。ですから、要するにまとめてドラム缶の下にある土を持ってきて、そこに漏れ出していないかどうかを確認していますという意味です。

住民： そうや、それを調べるのにPCBの溶出試験だけをしたのかということを知っているんです。

審議員： それは全部分析していますよ。

住民： じゃあこれは何。全部混ぜてやったわけですか。混合して。

審議員： そうです。下の土ですよ。ドラム缶があったところの下の土。

住民： いやいや、だからさ。この数値は一つしかないじゃないですか。

審議員： そうです。

住民： ということは、これを全部混ぜて、プールして調べたと、そういうことですか。

審議員： ドラム缶のあった下の土です。ドラム缶の中じゃないです。

住民： だけどこれ一つ一つじゃないじゃないですか。

審議員：ええ、そうです。ですから固まってありますから、その下の土をまとめてやりましたと。

住民：　　いうことは混ぜてやったということと一緒にや。同じことや。そうでしょう。

審議員：　　そうそう、漏れているかどうか確認しましたということですよ。ドラム缶の中身が漏れているかどうか確認しました。

住民：　　ここでやっているわけですか。この数値が入っていた数値なんですね。

審議員：　　はい。だから漏れたら数値が出るわけです。

住民：　　だから出ているわけや。入っているわけですよ。鉛でも0.03、高いじゃないですか。え、これだけでも入っているわけじゃないですか、やっぱり。ジオキサンも0.24ですよ。高いじゃないですか。

審議員：　　下の土ですよ、だから。

住民：　　ああ、土。高いじゃないですか。

審議員：　　だからその土自体にもあるかもしれませんが、漏れてないかもしれませんが、そういう値でしたと確認はしていますってことです。

住民：　　この浸潤土は全部処理されたわけですか。

主幹：　　そうです。

住民：　　したんなら、もうあれですけども。やっぱり出ているわけや。

主幹：　　ですからドラム缶が出てきましたと。ドラム缶の中身が浸潤している土、それも合わせて処分していますということで、中身は残していませんということでございます。それを処分するのに当たって、処分できるものかどうかという分析をする必要があるのですのでということでございます。それで、そのデータを皆様にもお示ししていると。どうゆうものが埋まっていたかということをお知らせするためにお見せしているということでございます。

司会：　　次に議事4「二次対策工事後のモニタリング調査計画案」について、

説明させていただきます。

主任技師：県の井上です。よろしくお願いします。

資料4「二次対策工事後のモニタリング調査計画案について」、資料の最後のほうに前々回の連絡協議会で皆さんからいただきました御意見とアドバイザーの先生方と相談をしましたので、そちらの意見を説明いたします。

最初に計画自体を変更したところがありますので、それについてお話をさせていただきます。変更した点を中心にお話しさせていただきます。

1ページ目の下ですね。方針についてですけれども、こちらについては特に変更はございません。

2ページ目の上です。調査時期について、少し変更しています。内容的なものは変わらないですけれども、調査の開始が平成33年4月で、平成35年3月まで実施計画の目標達成状況の確認を2年間にして、こちらについて国が関与する期間ということで、その旨を括弧書きですが記載しております。あとは33年4月から協定に基づきまして、二次対策工事の有効性の確認期間を5年目途で、左に「前倒しの可能性があります」という旨を記載していたんですけれども、こちらについては削除しています。

次に2ページ目の下ですね。工事の内容について、こちらについては特に変更はございませんので、説明を省略します。

3ページ目の上と下、調査地点についても特に変更はありませんので、説明を省略します。

4ページ目も同様ですね。調査地点についてですが、特に変更はありません。

次に5ページ目の上です。遮水壁の外側の井戸で新しく作る場所の位置です。こちらについても特に変更はありませんので、説明は省略します。下の断面図についても同様です。

6ページ目の上は変更がございます。評価対象地点と適用基準についてです。地点の内容については特に変更はないんですけれども、上流側の地点について、以前×印で表示していたんですけれども、△に変更しまして、括弧内に調査の目的を記載しています。Ks2層の上流側のH24-7とNo.4-2ですね。△(BGの把握)となっていますが、BGというのは左下に注釈を入れてます。バックグラウンドです。書く幅の関係でBGと書いています。説明としては、旧処分場の影響を受けていない地下水の水質を基準として把握する必要があるということで記載しております。あと表流水のところも洪水調整池、こちらも△で括弧内に目的として(表流水の管理)というものを記載しています。

次に6ページの下です。調査項目についてですけれども、こちらレイアウトが変わっていますのと、内容については前回の計画の中では、今

地下水の調査では調査をしていない亜硝酸性窒素と硝酸性窒素というのが入っていましたので、削除をしました。左下の有害物質の項目が間違っていて、「15項目」になっているかと思うんですが「16項目」ですので、ホームページに載せる際には修正させていただきます。表のほうですが、一番右に「参考項目」という列をつくりまして、△で調査目的について記載しています。ほう素については、地下水の方は基準があるんですけども、浸透水の方は基準がありませんので、浸透水の方では変動傾向の把握をさせていただきます。一般項目の方、こちらも△で調査目的を記載し、バックグラウンドとの比較と変動傾向の把握としております。一番下のイオン類については、イオン組成、水質の特性を表したのですが、その把握を目的としております。下の段の色つきの枠の中の二つ目のポツのところですが、平成24年度以降調査をしていない項目がありますので、平成32年度に一度確認のために調査を計画しております。その旨を記載しております。

続きまして、7ページの上、評価方法については特に変更はございません。

次に下の今後の予定について、今回、もう一度御意見をいただきまして、もう一度アドバイザーの先生に相談をしまして、修正した計画について協議させていただきます。今年度最後、3月の連絡協議会で今回いただいた御意見について、回答をしまして、計画の基本項目、計画の中で括弧で「詳細については今後検討する」と書いてあった場所があると思うんですけども、そちらの部分を除いた部分については決定というか、話の目途をつけたいと思っております。来年度に括弧内の詳細について検討します。基準の適合状況によって地点を減らすとか、項目を減らすとか、あと評価のところですね。ちょっと細かい話の協議を進めていけたらなと思っております。

続きまして、8ページの上に前回皆様からいただいた意見についてまとめをしまして、右列に県の見解・回答（案）を書いています。上から順番に見ていきます。

「C工区鉛直遮水壁外側の家庭系ごみを撤去してほしい。」、理由としましては、「ごみは遮水壁の中に封じ込めるべきであるため。」「下流のモニタリング結果に影響を与えるため。」というものです。こちらの見解・回答といたしましては、「鉛直遮水壁の施工後、家庭系ごみの汚染状況について調査し、対応させていただきます。」ということで、後ほど資料で計画について説明をさせていただきます。それから「その計画の中身、調査方法等について住民と十分に協議をさせていただきます。」ということです。

次に調査地点です。「C工区の鉛直遮水壁が破損した場合、案の位置の井戸でわかるか。」という御意見と、「鉛直遮水壁の有効性は、案の位置で調査できるか。」という御意見です。こちらに対しては、「案の位置で

鉛直遮水壁の破損はわかります。有効性についても調査はできます。」という見解でございます。

続きまして、「経堂池での調査を継続してほしい。」という御意見です。「農業用水基準をCODやECが超えているため。」「ダイオキシン類が周辺地下水に比べて10倍程度高く検出されているため。」「平成14から16年ごろ、経堂池の上流側、処分場側のところでpH12.3の水が湧いていて、地下水の調査地点としても必要であるため。」という理由を挙げていただいています。こちらの見解としましては、「表流水の調査については洪水調整池で行います。水がしみ出していたと言われる箇所なのですが、現在は国道バイパスの真下に当たりまして、バイパスの工事の際に池の上流側の底面を5m程度地盤改良されていますので、そういった水の影響はない。」と考えております。

次に調査地点について、No.1-1井戸、上流側の井戸についてです。「No.1-1の井戸を調査地点に加えてほしい。バックグラウンドの地点として調査してほしいという意味ではない。」ということで、理由として、「ECが高い原因がわかっていないため。」というものです。こちらの見解としましては、「ECの上昇の原因が処分場でないこと、具体的に何が原因かわかりませんが、処分場でないことはわかりましたので、調査地点から外す。」と考えております。

続きまして、調査地点です。「洪水調整池に表流水は入るか。」という御質問です。こちらの回答といたしましては、「全てではないが、表流水は洪水調整池に入ります。」

次、評価方法についてです。今、平均値で評価する予定なんですけれども、「平均値で評価せずに、個別の値で評価してほしい。」という御意見です。理由としましては、「一回でも基準超過していたらおかしい。」ということと、「国が示している方法は納得しがたい。」という御意見です。こちらの見解は、「平均値で基準適合だが、個別の値で基準超過している場合は基準超過の程度や数値の変動傾向、電気伝導度により総合的に評価する。」と考えております。

次、下から二つ目。「評価方法を含め、モニタリング方法に県の裁量はあるのか。」という御質問です。「一定の裁量はありますが、住民の皆さん、アドバイザーの先生方、環境省との協議は必要である。」と考えております。

最後に一番下ですね。「Ks3層とKs2層で地下水の流れが異なるのはなぜか。」という質問で、回答としましては、「Ks3層については鉛直遮水と側面遮水をして、地下水の流れを遮りますので、流れが違います。」というものです。

続きまして、アドバイザーの先生からの意見についてです。

調査時期について、大東委員から「スケジュールについて、国が関与する時期がわかるように表現したほうがよい。」もう一つ、調査地点と

調査項目について、「いずれも評価対象外となっている地点と項目について、調査目的がわかるように表現したほうがいい。」という御意見です。こちらの対応としましては、「スケジュールならびに評価対象外とした調査地点および調査項目について、国が関与する時期や調査目的がわかるように修正をします。」

続きまして、調査地点について小野委員からの御意見で、「モニタリング計画の内容は県の方針でよいと考える。地下水の流れをきちんと調べる必要がある。電気探査等で面的に評価する方法もある。」ということで、「既に電気探査を行っていきまして、そちらを県で確認をさせていただきます。もともとの地下水の流れについても再度確認をさせていただきます。」と考えております。

続きまして、調査項目について、梶山委員からの御意見で、最初の部分は一般的なお話ですが、「地下水の環境基準には、生活環境項目が含まれていない。浸透水の適用基準についても、項目が少な過ぎる。行政基準は最低限の基準だから、ケースバイケースで必要な項目を入れるべきである。具体的には、EC、pH、溶解性鉄・マンガン、BOD、COD、SSなど、県の提案でよい。」ということで御意見をいただいています。あともう一つ、「たった2年間のモニタリングで評価できるとは考えられない。」という御意見をいただいています。県の対応としては、「基準省令に入っていませんが、現在基準超過しているほう素については、変動傾向により二次対策工事の有効性の評価を行います。評価の方法の詳細については今後定めたいと思います。平成33年度以降、年平均値が環境基準値等に2年間適合するまでの間、モニタリングを継続するというものですので、それまでの期間を含めると、2年以上はモニタリングすることになります。」

続きまして、調査方法について、大東委員からの御意見で、「揚水ピットについて、結果が大きく変動している。」と。前回、鉛とかダイオキシンが出ていましたので、それについて、「サンプリング方法を検討すること。」という御意見をいただいております。対応としましては、「揚水ピットの採水方法を検討して一定の方法を定める。」と考えております。

続きまして、年平均値について、大東委員から「評価方法は、原則として年間平均値でよいが、基準を超過した場合は、その他の項目等を含め、変動傾向を考慮して評価したほうがよい。」ということ。また、大嶺委員から「評価方法については、基準との比較は基本的に年間平均値でよいが、測定値の変動もあるため、超過の程度など状況を見ながら、評価するほうがよい。」という御意見をいただいております。対応としましては、「基準超過の場合は、超過の程度およびその他の項目等を含めた変動傾向を考慮して判断をしたい。」と思います。

一番下、樋口委員から同じく平均値について、「採水による影響を排

除できるのであれば、基本的には年間平均値で評価してよいものと考え
る。」という御意見をいただいております。対応については、「結果に急
激な変化が見られる場合等は、常時監視を行いますので、常時監視の結
果（電気伝導度等）と降水量の関係を確認して、評価を行いたい。」と
考えております。

9ページの上です。生活環境項目(一般項目)について、梶山委員から御
意見をいただいております。説明の前に予備知識として、環境基準のお
話をさせていただきます。いつも地下水の結果と比較しているのは、地
下水環境基準というものでして、地下水以外にも河川や湖沼、あと海域
等に適用される水質汚濁に係る環境基準というものがあります。その中
に、人の健康の保護に関する環境基準、ひ素、ほう素等いわゆる有害物
質に係るものと、生活環境の保全に関する環境基準、COD、BODですと
か、SSとかいわゆる生活環境項目というものがありまして、健康項目に
ついては、地下水環境基準にもありまして、一律の基準となっております。
生活環境項目については、地下水環境基準にはありません。利用目
的ごとにいろいろ類型が分かれていまして、河川でしたらAAとAからE
の6類型。湖沼ですとAAとAからCの4類型に分かれています。A、B類型
というのが厳しい基準でして、上から2、3番目の基準になっています。

梶山委員の御意見というものが、「地下水の生活環境項目の評価にお
いて、バックグラウンドとの比較や変動傾向の把握を基本としますが、
適切なバックグラウンドがない場合には、地下水環境基準には生活環境
項目の基準はありませんので、水質汚濁に係る環境基準の生活環境項目
のA類型、B類型というものの値と比較すればどうか。」という御意見で
す。対応ですが、「下流井戸でのECやpHの常時監視を行います。生活環
境項目のバックグラウンドや変動傾向については評価の際の参考にはし
ていきたいと思えます。Ks2層については、上流側にH24-7とNo.4-2とい
うバックグラウンドに適した井戸がありますが、Ks3層については、上
流側に水量が豊富でバックグラウンドに適した井戸がございませんので、
こちらについてはKs2層のH24-7とNo.4-2の数値をバックグラウンドとし
てみなす。」と考えております。Ks2層もKs3層もバックグラウンドとし
ては、同じ地点を採用させていただこうと考えております。

資料4の説明は以上です。

司会： ただいまの資料4の説明につきましては、御質問、御意見がございま
したらお願いします。

住民： 8ページの梶山先生の意見の最後の2行ですけれども、「たった2年間の
モニタリングで評価できるとは考えられない。」というのは、これはそ
のとおりだと私は思うんですが、それに対する回答が「それまでの期間
を含めると2年以上モニタリングしている。」という回答になっているん

ですけれども、ここで言うモニタリングというのは「対策工事の有効性を確認するモニタリング」だから、工事をやっている最中のモニタリングや、工事が始まる前のモニタリングを含めて言うのは、これはおかしいんじゃない。詭弁だと私は思うんですがいかがですか。

主任技師：基本的には工事が終わってから2年間の値を採用して評価はさせていただきますけど、もちろんそれまでの値についてもアドバイザーの先生に見ていただいて、評価のときの参考にはされると思っています。

住民： いや、参考にはなるだろうけどさ。「前もやっていますから問題ありません」というのはちょっと言い方として、私はどうかなというふうに思いますよ。

審議員： ちょっと言葉が足りないと思います、確かに。今やっている工事というのは、中をほじくり返すわけですから、体でいうたら外科手術をやるようなものでして、絶対に血が出ると思っていたんですが、今までの結果を見ていると、そんなに高くなってないんです。

かえて、先ほど議事2のところでも数字を説明しましたがけれども、今安定しているんですね。我々が一番心配していたのは、がさがさかき混ぜて、汚してしまうんじゃないかと。遮水壁とか底面遮水ができる前にやってしまいますので、それを心配していたんですが、それが今安定しているということは、掘ることによって、ものをどけることによって一部がきれいになってきた。ですから今は工事の途中ではございますけれども、あのデータの推移を見ながら、それも参考にして判断していただきたいというのが我々の考え方です。

住民： まあ理解しますけれども、ここで言う2年というのは、例えば、遮水壁の劣化の問題とかも当然含まれて言われていると思うんですよ。今、中村さんが言ったように中を大分掘っていますから、新たな水道が生まれる可能性がありますよね。そうすると、これまでと思わぬところで、思わぬデータが出てくる可能性だってあると思うんですよ。これまでは右から左に、いつも言うようにこっちに流れているから大丈夫だと言っていたけれど、そうではない形で水が流れて、そしてそれに遮水壁の劣化が重なったときに違ったところから悪いデータが出る可能性だって十分あると思うんですよ。それを2年間で大丈夫かということ、やはり不安だなと私は正直思います。

審議員： ですので、2年間数字が合格やったらそれでオーケーですとみなしたいということで、その2年間がいつ来るかわからないですからね。合格が2年間続くまで測りますという意味ですので。

住民： それは最短で考えれば、工事が終わって2年間、何も問題がなければいいという話もあるでしょう。それで大丈夫かということです。私が言っているのは。

審議員：そこについては、当然、評価の方法については先生方にもう一回確認してもらわないかと思えますし、今心配されておられるのが例えば、電気伝導率みたいな足の速いものはどうなんやと。常時監視して、そういうのと比較でどうなんやということをちゃんと調べなさい、有害物質だけではないよという話もされておりますので、そういったトータルなところでどう判断していくかということで、先生方にしっかり見ていただきたいと思っています。

住民： 今の8ページの調査期間の問題と、2ページの調査時期等々を書いてあるこれとの整合性というか、何というか。ここら辺はどういうふうに捉えたらいいの。僕は2ページのこっちで考えてたんやけど。33年からやったら2年間過ぎたら35年3月？

主任技師：そうですね。この期間、33年4月から確認のための調査を始めまして、測っていく中で2年間適合していれば、目標を達成したという考え方なので。

住民： そこで終わりなんですか。調査を終わるといことですか。その後に書いている5年とか、この期間も確認期間で入っていると僕は思ったんやけど、入ってないんですか。

主任技師：入っています。

審議員：最初の2年間というのは、国のお金をいただいている2年間で、そこでやめるという話ではありません。ずっと続きます。

住民：調査は続くんですね。

審議員：国のお金をいただくのは最初の2年間だけということになります。

住民：いやいや、さっき質問しはったそれとこれとの・・・。

審議員：それは違う話です。

住民： 違う話。要は、38年3月までは少なくとも調査は続けると、最低でも。

そういうことなんですか。

主任技師：そうです。実施計画の目標達成状況の2年間の話の評価対象がこちらですね。こちらは二次対策工事の有効性の確認ということで、こちらは5年は見ていくことになると思います。

住民：その5年というのは、38年3月までやるということでもいいんですか。

主任技師：はい。基準の適合状況によっては、一部適合したところは減らしていくということも考えていますが、まだ具体的にどうしていくかというのは、また来年検討していきたいというスケジュールです。それによって前後することはあると思うんです。

住民：ということは変わるということ。

主任技師：5年が基準なんですけれども、御相談の上ですね、変わることも可能性としてはあると思います。必ずそうなるというわけではないです。

住民： さっきおっしゃったように、2年間全然出んかったら、もうそこで打ち切ることもあると、そういうことですか。

審議員：ですから、一応目途として、5年間は調査を続けますけれども、この間データを見ながら5年目というのが前に来る場合もあれば、後ろに来る場合もありますよということです。

住民：前に来るという意味がわからない。

審議員：ですから先ほどから申していますように、状況がよければその5年というのは前に行く場合もあります。先生方にしっかり見てもらわなあかんと思いますけど、そういうことです。

住民： 38年3月と書いてあるけど、実際はもっと早く終わるかもわからん、やめるかもわからんと、そういう意味ですか。

審議員：可能性はありますと、そういうことです。

住民： やっぱりね、遮水壁の環境もあるからやっぱりね、そこまで続けてほしいと思いますけどね、少なくとも最低限。

審議員：今回は、御意見として承って、例えば、今問題にされているのは、遮

水壁の寿命という点でもう少し延ばしたらどうかという御意見ですか。

住民： それもあるし、例えば、家庭系廃棄物が残っているという状況もあるし。それでまた地下水を止めているそれかて、確実なんかどうか。下を直していますよね。

審議員： 底面遮水工ですか。

住民： そうそう。それらかて、絶対漏れてない、例えば、ほかに穴があって漏れてこないかとか、そういうことも含めて考えると、やっぱりそこそこの年月が僕は必要じゃないかなと思うんですけどね。

審議員： この協定を結んだときに、例えば、5年の目途というのがなぜ出てきたかというのと、工事が有効かどうかの判断をするためものだと。すぐにはちょっと答えは出ませんから、ちょっと見させてくださいということと、やりとりをさせていただいたと思うんです。つまり、この工事がちゃんときているかどうかという話と、それからその後ずっと工事がきちっと終わったとして、それからどうかというモニタリングと2通りあると思うんですね。工事をやり直さないかんかどうかの判断のモニタリングと、それからずっとどういう経過で進んでいくのかという2通りあると思うので、それと今の5年を目途というのは、この工事がちゃんとうまくいったのという話で、そのメンテナンスの話とはまた違う話だと思うんです。そこはまた個別にどういう項目が必要かということは、話をさせていただく必要があるとは思いますが。

住民： そこらがややこしいんです。ここに書いているのと、そこら辺がどうやと。何かこう形があって、ないようなことをおっしゃっているような感じで、ここには書いてないから、「じゃあこれでいいですよ。」と言うてしまったら、そっちの話が消えてしまう可能性もあるわけで。

審議員： それも御意見として承りますけれど、そもそもこの絵は前に結んだ協定に基づきまして、どうしようということを絵にしたものです。

住民： 今は意見やね。はい。

審議員： そうです、意見です。

住民： 協定ではね、この対策工事が効果をあげなかった場合は、残りの廃棄物を撤去するということを踏まえて協定を結んでいるんだよね。だから有効性の確認ということが重要になってくるんだよ。で、県としては多

分本音としては、早くその部分を外してもらいたいというような気持ちを持っているんじゃないかなという気がするんだわ。それはちょっとずるいんじゃないのというのが正直な気持ちなんだけど。

審議員：そもそもその5年というのは、この場でこちらから御提案させていただいたものです。〇〇先生から「何年や」という追及がありましたので、5年ぐらいだろうとお答えした覚えがあるんですけど、それはたちまちすぐには答えは出てこんやろうと。遮水壁を造ってですよ、すぐに問題ないというのはちょっと難しいから、それはちょっとじっくり数字をチェックしながら、5年でどうですかということで、あの協定ができた。

住民： ええ。だから5年で最終決定をするというふうにはこちらとしては納得してない。まあ5年を目途に一旦、この調査はどうだったのかということを考えましょうという話なんですよ。だからその理解をはっきりしてもらいたいんだけど、その5年である程度効果を上げていますね、じゃあこの対策工事はこれでもう手締めということにしましょうというわけではないんですよ。つまり、5年経ったら一応、今回の工事によってどの程度の効果があったかということを経済的に総括しましょうと、そこまでは。その後、どうするかということは何にもこちらも言ってないし、決まってないですよ。

審議員：ですから一つの締めとして、工事が終わって5年間は、目途ですよ、5年か、前に行くか、後ろに行くかわかりませんが、そこで見ましょうという話については御理解いただいている。そういう理解ですよ。

住民： そうですよ、はい。

審議員：そこで、その時点でこの工事がちゃんとうまくいっているのかどうかを、見きわめましょうという話はあったと思うんです。

住民： だからその再確認です。基本的には。我々として不安なのは、もう5年で出来上がりという形で県が完全に手を引かれると困るので、そうではないですよということだけを確認したいということです。

審議員：二次対策工事について、有効かどうかの判断は、この5年を目途でしないかんと思っている、そういうことです。

住民： 2年間でよかったら、ええとするみたいな話やったけども、それとは全然別ですよ。だから2年間、出なかったらもういいんじゃないかという、そういうニュアンスの話があったと思うんですけど。

審議員：ですから5年を目途に、5年の中で例えば、最後の4年目と5年目がクリアだったらこれは有効ですねと判断しますと。判断するのは2年間です。

住民：判断の基準が2年間？

審議員：要するに合格ラインというのが2年間。ちゃんと基準値を守りましたというのが合格ラインですねということです。

住民：例えば、33年に終わって、それから様子をずっと見てて、36年ぐらいまでは悪かったけども、その後2年間はよかったから、この38年のときにはこれでええんかなという、そういう見方をすると、そういうことですか。

審議員：そうです。先ほど言いましたように、我々は今外科手術をやっていますので、血がとまらんやろうと。3年ぐらい血がとまらないやろうと。かさぶたができて、きれいになって、2年間きれいになったら、これはしっかりしとったなという理解をさせてくださいということです。

住民：例えば、35年で数字が良くなったから、37年でもういいよと、そういうわけじゃないんですね。

審議員：一回こっきりでやめるという話ではないです。

司会：そうしましたら、次の議事5へ移らせていただきたいと思います。
議事5「家庭系ごみの汚染状況に関する調査計画案について」、説明いたします。

主任技師：「家庭系ごみの汚染状況に関する調査計画案について」ということで、資料5を御用意ください。5ページ、6ページについては、本日お配りした資料のほうをご覧ください。

1ページ目の下ですね。まず、前回御説明できていなかった既存調査の結果について説明をさせていただきます。平成22年度に30mメッシュで調査を実施したもので、家庭系ごみが分布していたところの調査結果です。上の平面図の青丸ですね。イ-6とウ-7の場所です。赤ラインの鉛直遮水工を施工したところの横の箇所、右下の写真のように鉛直遮水工の施工のために掘削したところで、法面に家庭系ごみが露出していたと思うんですけども、そちらのすぐ横に位置します。

2ページ目の上です。結果を見ていきたいと思います。左上がボーリング柱状図の模式図で、黄緑のところのごみ層です。左に水位のライン

が入っていると思うんですけども、このとおり、平成22年ごろのボーリングした当時は浸透水に浸かっていたものと見られます。表のほうは、溶出試験の結果でして、水に溶け出てくる有害物質の濃度を測る試験で、表のとおりいずれの項目も基準に適合していました。

下は全含有量の試験の結果でして、さっきの試験は水に溶け出てくる有害物質の量であるのに対し、こちらは硝酸や塩酸を使って、加熱濃縮をして無理やり溶かして測ったというもので、水に溶けてこない有害物質を含んだ、有害物質の含有量を測ったものです。基準はありません。参考に、土壌含有量基準。これは、全含有量試験の数値と比較するには、厳し目の基準です。これと比べても適合した数値が出ていました。場内のほかの産廃があったところについても、同じような試験をしていまして、それとの比較も載せています。それと比較して、高いとか並とか低いというのを載せていますので、先ほどの基準よりも高いということではございませんので、その点を注意して見ていただきたいと思います。これについては、全体的にはほかの廃棄物土と変わらない数値が出ていました。

続きまして、調査の計画ですが、3ページ目の上、地下水の流向です。ピンク色で囲ったところの左下あたりですが、こちらについてはこのように右から左へ流れるようになっております。

3ページ目の下のところで、四角で囲んだところの真ん中あたり、紫色の矢印があると思いますが、こちらは家庭系ごみの分布しているところで、先ほどの地下水の流れの上流側に2地点と下流側に1地点を計画しております。

4ページ目の上に、四角で囲ったところの拡大図を載せています。同じように紫のところは家庭系ごみの分布範囲で、それを取り囲む形で右側と下側に上流側の地点、左側に下流側の地点を予定しています。断面図は下のページのとおりでして、Ks3層または沖積層があって、井戸を設置します。上流側については、ちょっと掘ってみないとわからないところがあるんですけども、もしかすると水量が少ないということがありますので、掘ってみて水位、水質等を確認して、いずれか、または両方を上流井戸として採用したいと考えています。

5ページ以降は本日お配りした資料をご覧ください。5ページの上、調査項目については、現在地下水調査で分析している項目をベースにアドバイザーの先生からの意見で、全窒素とリンを追加しています。頻度については、基本年4回程度。イオンのみ年1回。評価対象は環境基準の項目で、一般項目、その他については先ほどと同じで△で、括弧内にバックグラウンドとの比較、変動傾向の把握を目的としています。ここでいうバックグラウンドなんですけれども、表の左下に注釈をつけていまして、家庭系ごみの影響を受けていない地下水の水質としています。

表に戻りまして、イオンについては、イオン組成の把握を目的にしています。

評価方法については、評価対象項目の平均値が地下水環境基準に2年間適合することとします。処分場が原因でない項目については評価対象から除く予定です。

次に5ページの下、計画について、アドバイザーの先生方に御意見をいただきましたので、そちらについてまとめています。

テーマごとに並べていまして、調査地点については特に問題ないとの御回答をいただいています。

御意見としましては、一番上の大東委員の意見で、「地下水調査で悪い結果が出た場合は、既存調査と同じように細粒分の分析を実施する必要がある。ただし、産廃の影響かどうかの区別は困難である。」という御意見をいただいています。あと3つ目の小野委員のところで、「まずはモニタリングをして、その結果の対応は今後協議することによい。」という御意見をいただいています。

既存調査結果については、大東委員から、「まずは既存調査の結果を説明した方がいい。」小野委員からも、「家庭系ごみは、既存調査の含有量試験と溶出量試験から、産業廃棄物と同程度の結果であったことを説明したほうがいい。」という御意見をいただいています。次に、樋口委員からは、「家庭系ごみの有害性については、既往の有害物調査で基準値を満足していることをきちんと説明すればよい。」という御意見をいただいています。

一番下のその他の御意見で小野委員から、「建設廃棄物系はカルシウムが多いが、家庭系ごみは塩化ナトリウムが多くなる。ただし、既に下流へ流れてしまっている可能性もある。」という御意見をいただいています。もう一つ、「家庭系ごみは、埋め立て後40年経過していきまして、有機物は分解している。有害物としては、1,4-ジオキサン、ふっ素、ほう素等が出る可能性はある。」という御意見をいただいています。一番下、樋口委員から、「家電や蛍光灯などから水銀や鉛が溶出してくる。ここは古いので硫化物（硫化水銀、硫化鉛）として不溶化、溶けない状態になっている可能性がある。」という御意見をいただいています。

6ページの上です。既存調査等です。既存の調査の際に、合わせて検討のために実施した廃棄物の溶出特性、pHによって溶け方がどう変わるかという試験を23年度に実施しております。梶山委員から「低いpHおよび高いpH、いわゆる酸性、アルカリ性の条件下で有害物質が溶出する可能性が示唆されていますので、例えば水質計を設置するなどして、pHの変動を把握する必要がある。」という御意見をいただいています。また、「当時は焼却せずに埋め立てられていたと聞いているので、窒素やリン等の生活環境項目の汚染状況を確認する必要がある。」という御意見をいただいています。こちらの対応といたしましては、「家庭系ごみの下

流における地下水調査において、pHおよびECの常時監視および生活環境項目（窒素およびリン）の確認分析を行います。」

梶山委員の御意見のものとデータを下につけさせていただいています。ちょっと細かい内容ですので、グラフの見方から説明をしますが、有害物質の項目ごとにグラフが分かれていまして、カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、ふっ素、ほう素に分かれています。通常の溶出試験の試験方法と、酸性雨ですとか、浸透水のpHに溶媒、土を溶かし出す前の水のpHを合わせたときのものですとか、周辺の地下水に出ている最低のpHや最高のpHに溶かし出した後の溶出液のpHを合わせたときの試験を実施して、溶出のときのpHの条件にバリエーションを持たせて、有害物の濃度を測っているというもので、今回の家庭系ごみに該当するところは「イ-6」ですが、青矢印で環境基準を超えているところだけ示しています。グラフの中の右に行くほど高pH、アルカリ側で、左に行くほど低pHで、酸性側です。上に行くほど高い値で、試験ごとに点を打っています。じっくりと見ていただければいいんですけども、グラフの左に行くほど高い値が出ていたりとか、右側、高いpH側ほど高い値が出ていたりしますので、pHの変化を気をつけて見ていきたいと考えております。

資料5の説明は以上です。

司会： ただいまの議事5の資料の説明につきまして、御意見や御質問がございましたらお願いします。

住民： 5ページが一番下の樋口委員の見解なんですけど、これはもし一般廃棄物の中に水銀や鉛があったとしても、この観測井では出ないのではないかという意見だというふうに理解するのですが、県はそれでも鉛は出ないんだからいいという見解なんですか。

主任技師： 家庭系ごみの位置と距離、下流の井戸の位置についても樋口委員には見ていただいていますので、地下水の調査結果を見ていただいて、そういう点についても伺いたいと思っています。

住民： 樋口委員は、これは古いので不溶化状態になっているというふうに書いてありますよね。ということは、地下水には溶けないんですね。ということは、一般廃棄物のところには鉛や水銀があったとしても、この下流部の観測井の水からは発見できないだろうと言っているわけですよ。

主任技師： 発見できないだろうとまでおっしゃっているかわからないですけども、不溶化状態にあるので、流れにくい状態になっているだろうということです。

住民： そうだよね。ということは、結局悪いものがあったとしても、この観測井ではわかりづらいだろうと。でも前からよく県が言っていたのは、そこに留まっているものであっても、地下水に流れなければ環境に影響はないからいいじゃないかと、そういう見解をずっと県は続けていたので、そういう理解なんですか。それとも、その後の梶山先生がいろんなpHを変えてやってみれば、何とか出るというような話も出てきていますよね。そういうような操作をして、その部分は乗り越えられるというか、まあ何とかできるというふうに考えているのかな。よくわからないんだけど、そのあたりは。

主任技師： 今回の調査の目的は、遮水壁の外側にある家庭系ごみが全体として、今後地下水に影響を与えるかどうか調べるものですので、今の位置で測ることによって、家庭系ごみがこの地下水汚染を引き起こすかどうかという点については、評価できると考えています。

住民： ということは家庭系ごみが有害であったとしても、それが地下水汚染に影響を及ぼさないのならば、それはよしとしようというのが県の見解だと理解してよろしいですか。

主任技師： そういうことです。

住民： 5ページの評価方法のところの下の「処分場が原因でない項目は評価対象から除く」と。これはどんなものがあるんですか。

主任技師： 例えば、ひ素ですとか。

住民： ひ素は、え、ひ素は出ているでしょ。

主任技師： 条件によると思うんですけど、ひ素が出たから全部自然由来にしますと、そういうわけじゃなくて、出たとしてもきちんと自然由来であれば、整理した上で決めます。

住民： 今ごろこんなん言うていいかわからんけど、前この近くでトルエンが高濃度で出たことがありますよね、昔。沈砂池の。

主任技師： B工区でしょうか。

住民： B工区、うん。トルエンがね。

主任技師： トルエンは多分、地下水の項目としては、測っていない。

住民： うん。測ってないかもしれんけどね。うん。それがね、かなり高濃度で出てたんやという話を昔、あったんやけど、それは。

審議員：おそらくB工区のところですね。

住民：そうそう、B工区でありましたよね。

審議員：産廃と一廃を混ぜ込んだあたりでしょ。トラックの進入路のところ。

住民：そうそう、そこら辺。

審議員：今の家庭ごみだけのところとちょっと違うんですよ。

住民：違うのは違うけどね。

審議員：あそこのところは全部掘ってしまっていますので、全部撤去されていますので、ちょっと今の場合とは違うと思います。

住民：ここではトルエンは出てこないのかな。

審議員：ええ。ですから、要するに、この近辺の井戸ですよ。この近辺の井戸で何らかの数字が上がっているものについては、確かに対象になってくると思うんです。例えば、No.1ですか、とかあるいはその周辺の井戸がありますよね。家庭系の近くの井戸で問題になっている項目がありますので、専らそういったものが対象と思っています。それ以外のもので、過去に問題があったようなものについては、対象外としたいと。

住民： いや、ドラム缶というのはたくさんあった関係もあるし。トルエンが入ってないというのはやっぱり、僕はちょっと納得できにくいというか、私も昔トルエンを使ったことがあるから、あれだけ頻繁に使ったものがね。ないのかな。

審議員：位置的に言って、ドラム缶の位置とは、ここは全然違いますよね。

住民：いやいや、下流という意味では一緒ですよ。

審議員：ですから、先ほど申しましたように、トルエンが出たのはB工区のほうです。

住民：いや、だけどさ。ほかは調べてないだけの話。

審議員：ですから、先ほどのドラム缶が出たところについては、その他の項目とかいうのでやりますよね。

住民：そやけどトルエンは調べてないでしょ。うん。だから言うてるねんけどね。ドラム缶がなかったら、これ言わないんやけど。

審議員：ですから、ドラム缶の位置とは全然違うと思うので。

住民：いやいや、位置は違いますよ。だけど下流として考えれば一緒ですよ。

審議員：もう一回言いますけれども、家庭系ごみの影響がどうかなんですね。ここは要するに家庭系ごみじゃなくて、ドラム缶の産廃の影響で汚れているとおっしゃっているんじゃないんですか。

住民：いやいや、だけど遮水壁の有効性ということから考えたら。

審議員：今のここの議論はですね、家庭系ごみが地下水を汚しているかどうかの試験をやりますと申し上げているんです。そもそもトルエンの話はまた別の話ですので。

住民：うーん。別なのか、下流として考えた場合、一緒にそれを調べたほうがあれが上がるんちゃうかな。

審議員：もう一回繰り返します。家庭系ごみが環境に悪い影響を与えているかどうかを調べるというのが目的なので。

住民：いや、わかるんやけど。それはわかるんやけど。

審議員：トルエンの話はまた別の話です。

住民：どうかな。ちょっと心配やけどね、まあいいです。

住民：5ページの評価対象のところ、一般項目、その他でBGとの比較、変動傾向の把握ということで、この場合バックグラウンドは家庭系ごみの影響を受けていない地下水の水質ということなんですが、これは4ページの井戸でいうと、C9、C8、この上流部の井戸ということになるんですか。

主任技師：そうです。

住民： ただ、この図だけ見ると、C8というのは、この紫の矢印の範囲内になりますよね。そういうふうに見えて、これ影響がないのかな。このC9であれば、完全に家庭系ごみの外側にあるので、上流側にあるので全然、それでバックグラウンドとしては問題ないだろうと思うんだけど、C8についてはその流向が、地下水の流向がごみのほうに向かっていているという判断でいいんですか。

主任技師：そうです。家庭系ごみの範囲、この矢印で示したのは敷地境界ところで、このあたりにありますというもので、C8というのはこちらの位置でいえば、家庭系ごみの位置から外れていますというのと、地下水の流向もですね。おそらく、こちらは山側になるので、これぐらいになるんじゃないかなと。こっちに行くような流向になると思いますので、上流側というふうに整理しています。

審議員：ここは要するに竹やぶの中です。民地を介して竹やぶの中、山の中に入っていくと。

司会： 議事5に関してほか、何かございますでしょうか。
本日の予定はここまでです。何か全体を通しましてほかにございましたらお願いします。

住民： 何回も聞いて悪いんですけども、さっきの2年間という話ですけども、私がちょっとさっき聞いた、例えば、36年までは数値が悪かったけれども、38年やったらよかった。その2年間について梶山先生は、それはモニタリングとしては短いとおっしゃっているんですか。

主任技師：こちらですね、たった2年間のモニタリングで評価できるとは考えられないと。

住民： まあ時間あったらまた聞いといてもらえたらあれかなと思って。じゃあ〇〇さんなんかはそれは短いと思ってはるのかな。

主任技師：もう一度、梶山委員に確認をさせていただきたいと思います。

住民： つまらないことだけど、平成も最後なので、もう西暦にさせていただけませんかね。あるいは括弧か何か。次何ていう元号になるか、わからないけど何年経ったか、わけがわからなくなるので。次の資料、よろしくをお願いします。

主任技師：西暦を併記させていただきます。

住民：はい、お願いします。

住民： ちょっともう1点。ちょっと要望したいんですけどね。私だけかもしれんけど、これ「遮水工」と書いていますよね。「遮水壁」じゃなくて「遮水工」とか「何とか工」と書いているけども、工事が終わったら「何とか壁」になるんちゃうのかなと思ったんですけど、どうなんかなと思って。

主任技師：混在しているところがあるかもしれないので、整理させていただきますと思います。

司会： その他、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、予定の議題を全て終了いたしましたので、以上をもちまして、第27回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。